

福祉文教常任委員会審査報告

令和2年6月17日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

福祉文教常任委員会委員長 伊藤 まゆみ

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第49号	飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例	可決
議案第51号	飯綱町立飯綱病院の債権管理に関する条例の一部を改正する条例	可決
陳情第6号	後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情	不採択

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第49号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例

質疑①：労務に服することができない期間はどのように把握するか。

回答①：規則で定めた傷病手当金支給申請書に労務に服することができない期間を勤務先に記入いただく欄があるため、その勤務先の事業主の証明によって把握する。また、医療機関記入用の申請書もあり、労務不能と認めた期間の医師による証明によっても把握する。

質疑②：直近3カ月の給与等の把握はどのようにするか。

回答②：これも傷病手当金支給申請書に給与等を記入する欄があるため、勤務先の事業主の証明によって把握する。

質疑③：議決が必要な条例の中に「規則で定める日まで」とうたわれて、規則が別に定められていると、町長の権限により内容をいかようにも変更できるがそれは良いのか。

回答③：条例の適用期間を規則で別に定めたことについて言えば、コロナウイルスの影響が見通せないため、今後の状況次第で速やかに期間の延長ができる

よう規則で適用終期を定めている。

質疑④：個人事業主の家族は傷病手当金支給の対象になるか。

回答④：青色申告による専従者給与については対象となる。

質疑⑤：新型コロナウイルスにより亡くなった方について、傷病手当金の支給がされるか。

回答⑤：亡くなる前の療養期間について、相続人からの申請により支給される。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 51 号 飯綱町立飯綱病院の債権管理に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：時効の中断について。

回答①：電話督促や催告書等を送付し中断している。

質疑②：時効が5年になることで事務作業が楽になるか。

回答②：あまり変わらない。

質疑③：不納欠損額は。

回答③：平成 29 年度約 100 万円、平成 30 年度約 60 万円、平成 31 年度 0 円である。

質疑④：直近 10 年の不納欠損額はどのくらいか。

回答④：約 200 万円程である。

質疑⑤：時効が5年、10年にのびたが、不納欠損を少なくするためには短期的に回収する方が良いと思うのだが。

回答⑤：早期の回収に越したことはないが、支払能力の有無等を確認しながらケースバイケースで対応している。

質疑⑥：資産として計上している未収金は毎年査定しているか。

回答⑥：毎月している。

質疑⑦：5年の期限は請求した日からか、治療が終了した日からか。

回答⑦：診療を行った時点で請求となるが、診療報酬の場合は、診療の翌月から起算して5年間で時効が成立する。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○陳情第6号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書 提出の陳情

説明者：長野地区社会保障推進協議会 事務局長 小野 高聡 氏

質疑①：一定所得以上とは、145万円か。

回答①：検討中。

質疑②：75歳以上の負担がそのままだと、現役世代の負担が増えるのではないか。

回答②：公費を増やすことが求められる。税金の使い方の問題である。

質疑③：団塊の世代が75歳以上になると、医療費が大きくなる。どうするのかの記載がないが。

回答③：国にお金がないことを前提に話しているが、単純にお金がないわけではない。どうお金を集めて再分配していくか。憲法25条に照らして国の義務を果たしているのか。苦しんでいる国民の負担を増やさないことが重要。

質疑④：税金は応能負担が原則で、もっと取れるところからは取り、取れないところからはやめる。陳情からは、それが読み取れない。

回答④：応能負担は、税できちんとやるべき。窓口負担を増やすことが、その人の生活や命を脅かすことになる。お金がないことを前に出し、我慢せよということが政治なのか。そこを何とかすることが政治なのではないか。

反対討論：現役世代に負担がかかるのはどうなのか。

反対討論：中間報告で方向性がはっきりしていない。負担が増える人がどのくらいいるのか、はっきりしない時点で意見書を出すのは賛成できない。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。